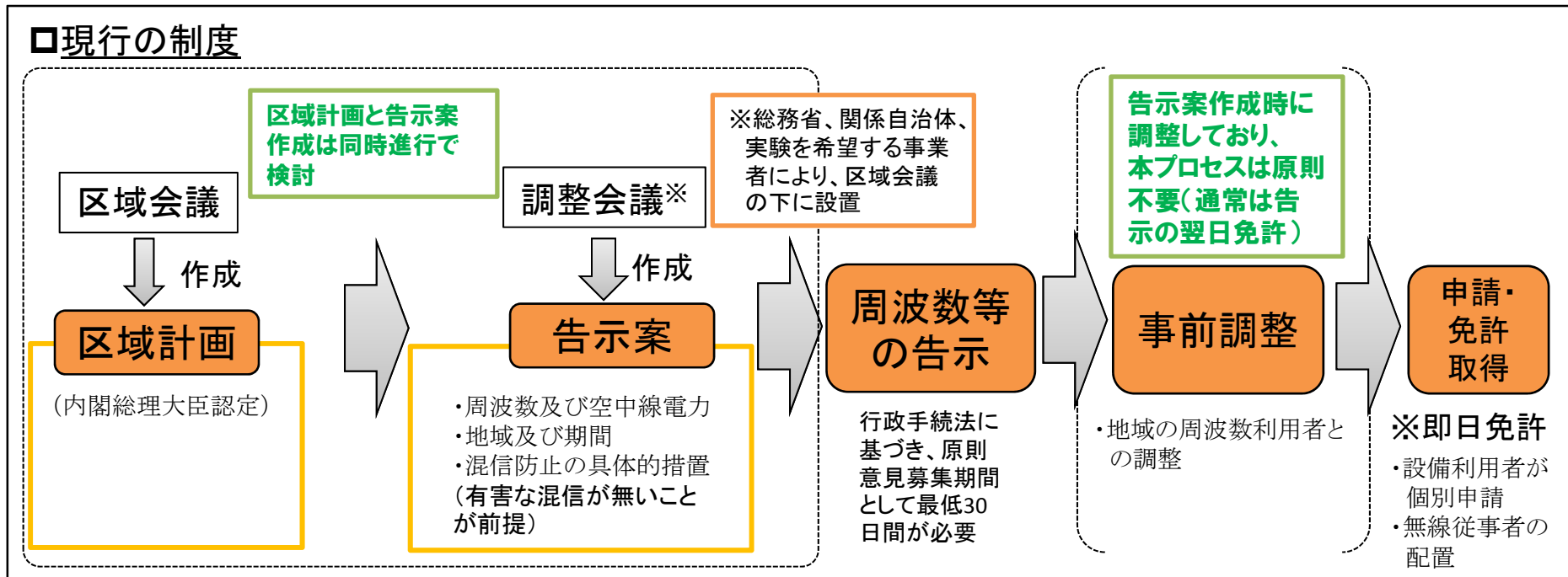


# 特区ワーキンググループ 提出資料

平成29年12月21日

総務省

# 国家戦略特区における特定実験試験局制度について



## □ 留意事項

- ・有害な混信がないように事前の干渉検討・評価が不可欠であり、航空管制等の人命を支える無線局をはじめ、多種多様な電波利用に影響を与えないよう慎重な検討が必要。  
(その際、安全保障にかかるものや特定秘密に該当するものとの干渉検討も必須。)
- ・国民の生命を守るため、電波を浴びることによる人体防護のための検証は不可欠。また、強い電波による医療機器等の誤動作についても注意喚起が必須。
- ・特区認定後、当該帯域での通常の無線局の免許申請に対応するため、特定実験試験局の免許データの管理が必要。
- ・行政手続法から、周波数等の告示に係る意見公募が必要。

## □ 留意事項

- ・申請内容を守らない実験試験局に対して、無線局免許に基づく停止命令、罰則、電波監視が不可欠。
- ・実験後の実用化に当たっては、実験検証地域以外では深刻な混信が発生する可能性が十分あり。
- ・また、他国に干渉等の影響を及ぼす場合は、国際調整が不可欠。
- ・航空無線、病院、大型機械などの他の電波利用に有害な混信を発生させた場合、緊急に電波停止を行う必要があり、電波の知識を有する無線従事者の配置と免許による詳細な把握が不可欠。